球磨川治水対策協議会の検討に関する意見募集について

別紙－１

平成29年1月6日

九州地方整備局

熊本県

国土交通省九州地方整備局及び熊本県は、球磨川治水対策協議会（以下、「協議会」という。）において、中期的に必要な治水安全度を確保するための治水対策案について検討を進めています。なお、球磨川における「中期的に必要な治水安全度」は、戦後最大の洪水被害をもたらした昭和40年7月洪水と同規模の洪水を安全に流下させる治水安全度とし、目標とする治水安全度を達成するための対策として、これまで検討してこなかった対策も含め、考えられる対策（新設ダムは除く）を網羅して、コスト、実現性、環境や地域社会への影響等について検討することとしています。

平成27年3月に第1回協議会を開催し、これまでの協議会（平成28年12月２６日までに６回の協議会を開催）において、９つの治水対策案（引堤、河道掘削等、堤防強化、遊水地、ダム再開発、放水路、流域の保全･流域における対策、宅地のかさ上げ等、輪中堤）を検討した結果、これらのいずれかを単独で実施した場合には、目標とする治水安全度に達しないという検討結果となりました。

そのため、今後複数の対策の組み合わせ案の検討を進めることとしていますが、それに先立ち、各治水対策案の「検討方針（案）」と、各治水対策案の実現性、環境や地域社会への影響等についてとりまとめた「留意事項（案）」、並びに９つの治水対策案以外の手法による治水対策案について、球磨川流域にお住まいの皆様を中心にご意見をいただき、協議会の検討の参考にしたいと考えております。

つきましては、以下の意見募集要領のとおり、球磨川流域の皆様を中心に広くご意見を募集します。

意見募集要領

**１．ご意見を募集する事項**

　　協議会では、中期的に必要な治水安全度の目標を「戦後最大の洪水被害をもたらした昭和４０年７月洪水と同規模の洪水を安全に流下させること」とし、球磨川流域の特性に配慮して、９つの治水対策案の概要、検討方針（案）及び留意事項（案）について検討いたしました。

　　これらのうち、次の１）及び２）についてご意見を募集します。

　１）協議会で検討した９つの治水対策案の検討方針（案）及び留意事項（案）について

（「９つの治水対策案のとりまとめ【検討方針（案）及び留意事項（案）一覧表（[別紙―２](http://www.qsr.mlit.go.jp/yatusiro/)）】」へのご意見）

２）協議会で検討した９つの治水対策案以外の手法による治水対策案の提案

※別冊の「球磨川治水対策協議会の検討に関する意見募集【参考資料（[別紙－3、別紙－４](http://www.qsr.mlit.go.jp/yatusiro/)）】」は、ご意見を提出する際に参考としていただくための参考資料（意見募集の対象外）です。

※[別紙－２、別紙－3、別紙－４](http://www.qsr.mlit.go.jp/yatusiro/)については、「７．閲覧又は資料の入手の方法」により閲覧又は入手が可能です。

**２．募集期間**

　　平成29年1月６日（金）～平成29年２月６日（月）

**３．募集対象者**

　　球磨川流域の以下の市町村※にお住まいの方を中心に意見を募集します。

　　※球磨川流域の１２市町村

八代市、人吉市、芦北町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村

**４．意見の提出方法**

　　ご意見は、①郵送、②FAX、③電子メール、④回収箱への投函のいずれかの方法で、下記「５．提出先」までご提出ください。ご意見につきましては、別添１の「意見提出様式」により、下記①～⑤をご記載ください。

　　①氏名

②住所

③年齢

　　④性別

　　⑤ご意見

**５．提出先**

　　国土交通省　九州地方整備局　河川部　河川計画課

　　①郵送の場合：〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2丁目10番７号　福岡第二合同庁舎

　　②FAXの場合：092-476-3470

③電子メールの場合：[kumagawa-kyusyu@qsr.mlit.go.jp](mailto:kumagawa-kyusyu@qsr.mlit.go.jp)

　　　（件名に、「球磨川治水対策協議会の検討に関する意見」と明記してください。）

　　④回収箱への投函の場合

　　　別添2「閲覧場所」に設置している回収箱へ投函してください。

※上記のいずれの提出方法においても、２月６日（月）17時15分を提出期限といたします。

**６．注意事項**

　　①ご意見は、別添１の意見提出様式に200文字以内で記載してください。１つのご意見が200文字を超える場合には、別途、自由様式で記載していただきますようお願いします。

　　　なお、１．の２）に係る提案を記載いただく場合には、その効果や適用可能と考える根拠をできる限り具体的に記載願います。

　　②ご意見は日本語でご提出ください。

　　③ご記入いただきました個人情報については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に取り扱います。また、提出していただいたご意見とともに、年齢、性別及び住所（市町村名）を公表する場合があります。

　　④電話でのご意見は受け付けておりません。

　　⑤皆様からいただいたご意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨ご了承願います。

　　⑥期限までに到着しなかったもの、本要領に沿わない形で提出されたもの及び下記に該当する内容については無効といたします。

　　　・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容

　　　・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容

　　　・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容

　　　・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容

　　　・営業活動等営利を目的とした内容

**７．閲覧又は資料の入手の方法**

　　○インターネットによる閲覧又は資料入手

　　　・インターネットによる閲覧又は資料入手をされる場合は、国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所ホームページをご覧ください。

　　　・閲覧資料【[別紙－１（別添１、別添２を含む）、別紙－２、別紙－３、別紙－４](http://www.qsr.mlit.go.jp/yatusiro/)】は、以下のアドレスより入手できます。

　　　　国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所ホームページ

<http://www.qsr.mlit.go.jp/yatusiro/index.html>

○閲覧場所での資料の閲覧及び様式の入手

　　　・閲覧場所で資料を閲覧される場合は、別添２に示す場所及び時間において閲覧できますので、ご活用ください。

　　　・意見提出様式（別添１）は、閲覧ファイルの後部に綴じ込んでいますので、必要部数を抜き取ってご利用ください。

**８．参考**

　　これまでの「球磨川治水対策協議会」の開催状況につきましては、以下のアドレスからご参照ください。

　　　国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所ホームページ

<http://www.qsr.mlit.go.jp/yatusiro/index.html>

|  |
| --- |
| **問い合わせ先**  国土交通省　九州地方整備局　河川部  河川計画課長　　　　　 （内線3611）  　　　　　　　　　　　建設専門官 　（内線3619）  　　　　　　　　　　　代表：092-471-6331  直通：092-476-3523  熊　本　県　土木部　河川港湾局  河川課長  　　　　　　　　　　　直通：096-333-2510（内線6138）  　　　　　 企画振興部　地域・文化振興局  川辺川ダム総合対策課長  直通：096-333-2139（内線3641） |

【別添１：意見提出様式】

球磨川治水対策協議会の検討に関する意見募集について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①氏名 |  | |
| ②住所 |  | |
| ③年齢 | 20代以下・30代・40代・５０代・６０代・７０代・８０代以上  ③性別  男性・女性 | ※該当する年齢、性別を○で囲んで下さい。 |
| ④性別 | 男性　・　女性 |
| ⑤ご意見（下記の項目毎に200文字以内で記載してください。なお、ご意見が長文の場合は、別途自由様式で記載してください。その場合は、下記枠内に要旨を200文字以内で記載してください。） | | |
| １）協議会で検討した９つの治水対策案の検討方針（案）及び留意事項（案）について  （「９つの治水対策案の留意事項　一覧表」（資料名称はP））１）*協議会で提示した９つの治水対策案等に対するご意見* | | |
|  | | |
| ２）協議会で検討した９つの治水対策案以外の手法による治水対策案の提案  ※ご提案いただく治水対策案の効果や適用可能と考える根拠をできる限り具体的に記載願います。 | | |
|  | | |

　※頂いたご意見に関しての個人情報は、目的以外では使用致しません。

【別添２：閲覧場所】

◆球磨川治水対策協議会の検討に関する意見募集　　　　　　　　　　　　　　　※ 募集期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除いて閲覧できます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 機　関 | 場　　所 | 住　　所 | 備　　考 |
| 国土交通省 | 八代河川国道事務所 | 八代市萩原町1丁目708-2 | 閲覧時間は8時30分～17時15分 |
| 八代河川国道事務所　八代出張所 | 八代市麦島町1-2 | 閲覧時間は8時30分～17時15分 |
| 八代河川国道事務所　人吉出張所 | 人吉市下青井町1 | 閲覧時間は8時30分～17時15分 |
| 熊本県 | 熊本県庁　川辺川ダム総合対策課（本館６階）  河川課（本館１２階） | 熊本市中央区水前寺6-18-1 | 閲覧時間は8時30分～17時15分 |
| 県南広域本部（総務部振興課） | 八代市西片町1660 | 閲覧時間は8時30分～17時15分 |
| 芦北地域振興局（総務振興課） | 葦北郡芦北町大字芦北2670 | 閲覧時間は8時30分～17時15分 |
| 球磨地域振興局（総務振興課） | 人吉市西間下町86-1 | 閲覧時間は8時30分～17時15分 |
| 八代市 | 八代市役所（仮設庁舎） | 八代市松江城町1-25 | 閲覧時間は8時30分～17時15分 |
| 坂本支所 | 八代市坂本町坂本4228-12 | 閲覧時間は8時30分～17時15分 |
| 人吉市 | 人吉市役所（人吉市カルチャーパレス） | 人吉市下城本町1578-1 | 閲覧時間は8時30分～17時15分 |
| 芦北町 | 芦北町役場 | 葦北郡芦北町大字芦北2015 | 閲覧時間は8時30分～17時15分 |
| 錦町 | 錦町役場 | 球磨郡錦町大字一武1587 | 閲覧時間は8時30分～17時15分 |
| あさぎり町 | あさぎり町役場 | 球磨郡あさぎり町免田東1199 | 閲覧時間は8時30分～17時15分 |
| 多良木町 | 多良木町役場 | 球磨郡多良木町大字多良木1648 | 閲覧時間は8時30分～17時15分 |
| 湯前町 | 湯前町役場 | 球磨郡湯前町1989-1 | 閲覧時間は8時30分～17時15分 |
| 水上村 | 水上村役場 | 球磨郡水上村大字岩野90 | 閲覧時間は8時30分～17時15分 |
| 相良村 | 相良村役場 | 球磨郡相良村大字深水2500-1 | 閲覧時間は8時30分～17時15分 |
| 五木村 | 五木村役場 | 球磨郡五木村甲字下手2672-7 | 閲覧時間は8時30分～17時15分 |
| 山江村 | 山江村役場 | 球磨郡山江村大字山田甲1356-1 | 閲覧時間は8時30分～17時15分 |
| 球磨村 | 球磨村役場 | 球磨郡球磨村大字渡丙1730 | 閲覧時間は8時30分～17時15分 |